

令和8年度第2回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月27日（水）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長	山下	昌志
副主幹	木本	盛之
主任主事	井上	大地

6 傍聴者

なし

7 議事録署名人

8番	内山	昌代	9番	鈴木	透
----	----	----	----	----	---

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の適用による届出について

9 議案

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について

第6号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会議の状況

【議長】

おはようございます。先日出席した常設審議会で県の担当課よりグリーンエキスポの紹介があり、ぜひ参加いただきたいと案内がありましたので、ご報告いたします。

それでは令和8年度、第2回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第2回総会の議事録署名委員につきましては、8番内山委員、9番鈴木委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する際は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による所有権取得の場合、許可は不要で、届出を提出することとなっております。

今回、相続による届出は2件ございました。

N o . 1 は関係資料位置図の地図1のとおり、二宮町役場の北東側の位置にある二宮地区内の農地となっております。相手方への届出の受理通知書については、4月20日付で発行しております。

N o . 2 は地図2のとおり、川勾地区内の農地で押切橋の北東側にある土地2筆となっております。相手方への届出の受理通知書については、4月30日付で発行しております。

N o . 1 については、農地法第5条の届出も併せて提出されていますので、後ほどご説明いたします。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届出を提出することで許可は不要となっております。

その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での、第4条及び第5条の転用を、いずれも受理しております。

はじめに第4条の転用について、土地の場所は、関係資料位置図の地図3をご覧ください。

こちらは二宮中学校の北側の位置にある二宮地区内の土地で、駐車場として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については、4月15日付で発行しております。

— 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

先ほどご説明しました市街化区域内の農地の転用のうち、今度は農地の権利移動を伴う転用である第5条の転用について、土地の場所は、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらはさきほどご説明した農地法第3条による相続の届出のあった二宮町役場の北東側の位置にある二宮地区内の土地で、駐車場として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については、4月20日付で発行しております。

なお、こちらの農地法第5条の届出につきましては、昭和37年に神奈川県による農地転用の許可を受けた農地であったため、農地転用の手続き済みであることを証明する書類を発行しましたが、売買期日がせまっていることから、変更登記が間に合わない可能性があるとのことでしたので、事情を加味し、届出を受理したのになります。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第4号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

一色地区の報告について井上委員、よろしくお願いします。

【委員】

5月13日に、譲受人立会いのもと、一色地区農業委員および事務局で対象農地を確認しました。

対象農地の場所は、一色の蟹在家および馬場下に位置する農業振興地域の農地10筆で、面積の合計は8,244㎡です。

譲受人が所有する農地は適切に耕作される予定であり、所有権移転後も効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われます。

以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をよろしくお願いします。

【事務局】

議案第4号について、補足説明いたします。

農地における所有権の移転や貸し借りなどによる賃借権などの権利を設定する際には、農地法第3条による許可が必要であり、本件は贈与による所有権移転の許可申請となっております。

それでは、議案第4号関係資料をご覧ください。

1ページが許可申請書になります。所有権移転の理由としては、譲渡人による農地の管理が困難になったことから、贈与による所有権移転をすることとなりました。

裏面の2ページに、申請のあった農地10筆が記載されております。

4ページの1-1農地の利用状況ですが、譲受人は自己所有地3,453㎡の農地を耕作しております。

5ページ1-2には、今後の作付け予定が記載されており、露地野菜や八重桜を栽培していくということです。

農機具については、トラクター・耕うん機などを所有しております。

6ページから7ページには農作業に従事する者やその従事状況、8ページには、周辺地域との関係が記載されています。

9ページから10ページに案内図、11ページから14ページに公図の写し、15ページに営農計画書を添付しています。

申請地についてですが、蟹在家860番は特定農地貸付法に基づく市民農園が、譲渡人により開設されており、所有権移転後も譲受人が引き続き市民農園を開設していく予定です。その他の申請地については、主に八重桜を栽培していく予定となっており、荒廃地となっている農地も見受けられますが、町内で活動する団体の協力を得ながら譲受人が段階的に荒廃地を解消し、八重桜を耕作する予定とのことでした。

なお、農地法第3条第2項に規定されている許可に必要な要件は、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件の3つとなっております。

全部効率利用要件につきましては、譲受人が町内に所有している農地は、おおむね農地パトロールで適切に耕作されております。一部の管理が行き届いていない農地については、団体と協定を結び、適切に管理していく意向が確認できております。

農作業常時従事要件につきましては、譲受人及び譲受人の配偶者が年間280日以上農作業に従事することになっております。

地域との調和要件につきましても、特に問題ないと思われれます。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

協力団体とはどのような団体なのでしょうか。

【事務局】

里山の保全や農地の管理などを地権者と協定を結んで行っている団体です。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第5号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

一色地区の報告について、内山委員、お願いします。

【委員】

No. 1 から No. 3 について、報告いたします。

5月13日に、借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員3名および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は1,216㎡です。

借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第5号について、補足説明いたします。

こちらは中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を審議するものです。

それでは、議案第5号関係資料をご覧ください。

はじめにN o. 1については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、1 ページから5 ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付しております。

なお、地権者から中間管理機構への権利設定については、令和2年から令和12年5月31日を期限として、既に設定済みとなっております。

N o. 2については、地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、6 ページから9 ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

続いてN o. 3については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、10 ページから14 ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を15 ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、いずれも更新の申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

利用権設定の始期がずいぶん先のようにですが、なにか理由があるのでしょうか。

【事務局】

始期については、神奈川県農業会議が設定したもので、おおむね総会の審議から2か月先を始期として設定しているようです。1点補足いたしますと、N o. 1の利用権設定期間が3年10か月となっているのは、農業会議による利用権の更新手続きが遅れてしまったからと聞いております。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり決定することに

賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第6号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第6号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第6号について補足説明いたします。

農業委員会が実施する最適化の推進に係る活動は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など多岐にわたります。

このような最適化活動を確実に実施し、透明性を確保するために、毎年度、前年度の最適化活動の実施状況等を取りまとめ、6月末までに公表するとともに、県を通して国へ報告することとされています。

それでは、議案第6号関係資料をご覧ください。

なお、資料にあります目標や現状及び課題などは、令和6年度の総会で皆様にご了承いただいた令和7年度の最適化の目標数値となり、今回は実績などを取りまとめたものになります。

この内容は事前にお示ししたのですが改めてご説明させていただきます。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」でございます。

1「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。

また、2「農家・農地等の概要」でございますが、こちらは2020年農林業センサスなどを基にした数値となっています。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「最適化活動の実施状況」でございます。

1「最適化活動の成果目標」について、(1)「農地の集積」の「③実績」は、目標に対する達成状況が86.92%となりました。

「農業委員会の点検結果」としては、「貸し手と借り手のマッチングを行い農地の集約に努めたが、集積率目標の達成には至らなかった。引き続き集約化及び新規集積面積の増加に取り組む必要がある。」としています。

続いて(2)「遊休農地の発生防止・解消」について、3ページの「③実績」は、昨年度実施した農地パトロールの結果を基に記載しております。

アの「既存遊休農地の解消」では、緑区分の解消実績面積は1.57ヘクタール、うち、前年度に発生した緑区分の解消は0.73ヘクタールとなりました。

また、「④その他」のところで、1号遊休農地の面積は合計で11.28ヘクタールとなっています。

「農業委員会の点検結果」としては、「遊休農地所有者への指導を行い、遊休農地の解消も見られた。一方で、新たな遊休農地も発生したため、中間管理機構と連携し、農地の集積化を図る必要がある。」としています。

続いて(3)「新規参入の促進」で、4ページの「③実績」は、「新規参入者の参入状況」が、2経営体で0.58ヘクタールとなりました。

「農業委員会の点検結果」としては、「継続して新規参入に繋がる調整を実施したことで、新規参入者が農地を借り入れることができた。引き続き、新規参入の促進及び新規参入者へのサポートを行っていく必要がある。」としています。

続いて2「最適化活動の活動目標」については、(2)「活動強化月間の設定」の「②実績」として、9月、11月、3月に実施をしております。

続いて5ページ(3)「新規参入相談会への参加」の「②実績」は、9月に2名の委員にご参加いただき、農業支援ワンストップ相談窓口を開催しております。

これらの結果を、規定に基づき採点した結果、「目標の達成状況の評語」としては、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」ということになりました。

また、「推進委員等の点検・評価結果」は、記載通りの結果となっております。

続きまして、6ページのローマ数字のⅢ「事務の実施状況」でございます。

1「総会、部会の開催実績」については、12回開催した総会を記載しております。

2「農地法第3条に基づく許可事務」及び3「農地転用に関する事務」についてですが、どちらも処理件数は0件でした。

4「違反転用への対応」について、「違反転用解消のために実施した活動内容」としては、「農地パトロール及び日々の巡回により違反転用の早期発見に努めることができています。なお、現状の違反転用については、情報を整理し、指導等に努めていく必要がある。」としています。

なお、本日ご審議いただいた後、この実績を二宮町のホームページ上で公表する予定となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

違反転用への対応についてですが、農地パトロールで農地を見回っていると、違反転用と思われる農地も見受けられます。「情報を整理し、指導に努めていく」と記載がありますが、実際には違反転用の指導はどのように進めているのでしょうか。

【事務局】

まず、今回の議案資料に記載している違反転用については、文書等で指導を行い、神奈川県へ報告を行っている案件となります。違反転用の指導については、事案を発見し次第指導に入ることが重要と考えております。実際に違反転用と思しき事案を確認した際には、即座に地権者に連絡を取り、是正の指導を開始しております。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第6号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり定めることに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり定めることといたします。
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会